

## 【ポスター発表】

## 社会的養護関係施設・第三者評価事業の「評価調査者」養成における現状と課題

## － 第三者評価事業「評価調査者」養成研修会への参加を通じて －

○関西福祉科学大学 立花 直樹 (7093)

キーワード：社会的養護関係施設、第三者評価事業、評価調査者

## 1. 研究目的

厚生労働省から雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長の合同通知「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」が平成24年3月29日に出され、「社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設）については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要である」ことから、社会的養護関係施設に対して、平成24年度から1年に1度の「自己評価」、3年に1度の「第三者評価」を義務付けることとなった<sup>1)</sup>。さらに、社会的養護関係施設には、第三者評価の受審結果を公表することが義務付けられた<sup>2)</sup>。

また、第三者評価受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての「評価機関の認証」と「評価調査者の研修」を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとなった<sup>3)</sup>。

社会的養護関係施設には、平成24年度から毎年「自己評価」を行い、平成24年度から平成26年度の間には1度は「第三者評価」を受審する義務が生じることとなったが、平成24年度に、認証された評価機関による「第三者評価」を受診した社会的養護関係施設（全国1,070施設）は250施設程度となっており、800施設近くが平成25年度～26年度の2年間で「第三者評価」を受審しなければならない状況である。しかし、社会的養護関係施設の「評価調査者の研修」は平成25年5月から開始されたばかりで、非常に不足している状況である。

このような状況の中で、社会的養護関係施設運営の質を高めるために、どの様に質の高い「第三者評価事業の調査者」の養成研修を開催し、評価の仕組みを確立しているのかを踏まえて、課題を明らかにするために本研究を実施した。

## 2. 研究の視点および方法

- 1) 参加期間：2013年4月23日～4月26日
- 2) 対象研修：「平成25年度 社会的養護関係施設 第三者評価事業『評価調査者』養成研修会」
- 3) 調査方法：短期間の限定的な参与観察

## 3. 倫理的配慮

調査、研究に当たっては、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき配慮した

## 4. 研究結果

## 1) 評価調査者の条件

社会的養護関係施設の第三者評価事業の「評価調査者」の要件は、「福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者で当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」「組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」「全国社会福祉協議会又は都道府県推進組織が行う指導者研修又は評価調査者研修を受講した者」のいずれかの条件に該当すれば「評価調査者養成研修」を申し込むことができ、「計4日間かつ24時間（1,440分）の研修」を終了すれば、「評価調査者」として認定される仕組みとなっている<sup>4)</sup>。

## 2) 研修内容：

- \* 第1日目(290分)：講義「社会的養護施設の政策動向」「第三者評価事業」
- \* 第2日目(470分)：講義「各種社会的養護施設の現状」

- \* 第3日目(230分)：講義「第三者評価の実際(流れ・書面審査・利用者調査・訪問調査)」
- \* 第4日目(230分)：講義・演習「第三者評価の実際(合議・報告書の作成・まとめ)」

### 3) 特記事項の記入：

社会的養護関係施設の「自己評価」「第三者評価」の手順・流れ等については、厚生労働省の社会的養護第三者評価等推進研究会が全国共通のミニマムスタンダードとなる「手引き(マニュアル)」を作成している<sup>5)</sup>。しかし、評価細目毎に、特記事項欄にコメントを記述することになっているが、記入に関するマニュアルが整備されておらず、記入方法は、評価機関や評価調査者によって異なっていた。実際に配布された資料(これまで公表された社会的養護関係施設の「第三者評価」受審結果)を確認すると、記入のポイントや表現方法が、同じ評価機関の調査者であっても、表現が統一されていないケースもあった。また、同じ評価細目で評価結果が同様に「b」であっても「～する必要がある」「～すると、より素晴らしくなる」、同じ評価細目で評価結果が同様に「C」であっても「～することを期待する」「～を改善する必要がある」等、評価機関や評価調査者で異なり、記入表現と評価結果に統一性整合性がないケースが少なくなかった。

## 5. 考察

### 1) 評価調査者の条件

社会的養護関係施設に対する第三者評価事業の「評価調査者」の要件については、特に社会的養護施設での従事経験が求められることもなく、第三者評価事業での経験や造詣が求められることもなく、受講の基礎資格として「法定資格」が求められることもなく、認定試験への合格が求められることもなく、非常にはハードルが低い。つまり、粗製乱造された質の高くない「評価調査者」が、社会的養護関係施設の質を高めるために、第三者評価事業に従事する危険性がある。

### 2) 養成研修内容の問題

わずか24時間かつ講義中心の養成研修であり、養成研修を修了すれば、社会的養護関係施設第三者評価事業の「評価調査者」としての登録が可能となる。もちろん、長年にわたり、社会的養護関係施設での従事経験や関わりがある者にとっては、十分な養成研修かもしれないが、研究経験しかない者や児童分野とは異なる種別に従事してきた者など、直ぐに「評価調査者」としての従事が難しいケースもある。しかし、「評価調査者」の実務研修期間等を設定するかどうかは、所属した「評価機関」によって異なっている。この様な現状を知れば、「第三者評価」受審結果の公表を義務づけられている社会的養護関係施設からすれば、「社会的養護関係施設の現場を知らない者が、わずか24時間程度の養成研修を受講しただけ『調査評価者』となりうる現状」を危惧するであろう。社会的養護関係施設への「評価調査者」として、どの様な人物を任命するかは、各評価機関の胸先三寸で決まる。「評価調査者」が不足している現状や平成26年度までに多くの施設が受審しなければならぬ現状を鑑みれば、危惧が現実化する危険性がある。

### 3) 特記事項の記入問題

公表した結果を確認した一般市民からすると、評価細目が同じランクであっても「～することを期待する」と記入の場合と「～を改善する必要がある」と記入の場合では、受ける印象が全く異なる。一般市民が受審結果を閲覧することが可能な状況を鑑みれば、評価調査者や評価機関によってバラバラである「特記事項」欄についても、全国共通のミニマムスタンダードとなる「手引き(マニュアル)」作成が必要であると考えられる。

## 文献

- 1) 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長,社会・援護局長「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」P2、2012
- 2) 前掲「<sup>1)</sup>」P2、2012
- 3) 全国社会福祉協議会 政策企画部「社会的養護施設第三者評価事業について」(確認日：2013年5月1日) <http://www.shakyo-hyouka.net/social/>
- 4) 全国社会福祉協議会 政策企画部「平成25年度 社会的養護関係施設 第三者評価事業『評価調査者』養成研修会 開催要綱」2013
- 5) 社会的養護第三者評価等推進研究会『社会的養護関係施設における「自己評価」「第三者評価」の手引き』全国社会福祉協議会、2013